

て

平川教育長： それでは、第1号議案、平成30年広島県議会6月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、大内総務課長、説明をお願いいたします。

大内総務課長： それでは、第1号議案について御説明いたします。

平成30年広島県議会6月定例会の提案される教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から意見を求められておりますので、これに同意する旨の回答をすることにつきまして、御提案申し上げるものでございます。

今回、議会に提案されます教育委員会関係の議案は、「平成30年度教育委員会関係補正予算」の1件でございます。

資料の1ページをお願いいたします。資料の下方、点線囲みの枠内の「要求内容」のところでございますけれども、補正予算の内容といたしましては、県立特別支援学校に就学する児童生徒数の増加により、平成31年4月に教室不足が見込まれる、廿日市特別支援学校、黒瀬特別支援学校、呉南特別支援学校、この三つの特別支援学校につきまして、今後必要となる教室数を整備するものでございます。具体的には、当該3校の今後の児童生徒数の推計を基に、平成34年度において不足することが見込まれる教室、トイレ及び下足場等を整備するもので、要求額は3億9,800万円余でございます。

財源でございますが、(1)歳入を御覧ください。まず国庫支出金の補正額は1億3,400万円余でございます。これにつきましては、国の公立学校施設整備負担金の活用を考えています。それから、県債につきましては、2億3,200万円余でございますが、学校教育施設等整備事業債を活用することにしております。

以上の補正提案によりまして、教育委員会所管の歳入予算総額は479億6,200万円余となります。

歳出予算総額は、(2)歳出、右下のところでございますけれども、1,703億3,100万円余となります。

以上が補正予算の概要でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 余りにも金額が大きくてちょっとぴんとこないのですが、具体的にはどれぐらい教室を増やしてくださることになるのですか。

大内総務課長： まず廿日市特別支援学校につきましては、教室が8教室です。黒瀬特別支援学校が4教室、呉南特別支援学校が8教室になります。

志々田委員： 新しい建物を建ててくださるのか、それとも何かプレハブみたいなものになるのか、どんな形のものなのですか。

大内総務課長： 軽量鉄骨の建物を新築することになります。

志々田委員： 足りなくなる可能性、足りないというのはよく聞いていることです。子供たちが喜ぶと思います。ありがとうございます。

細川委員： 今、課長に御説明いただいたのですが、広さとか、敷地的には大丈夫なのですか。

大内総務課長： 今回の整備は既存のグラウンドを活用して建築することとしております。当然、グラウンドが狭くなるのですけれども、そこは教育活動に影響が極力及ばない形で場所の選定とかをしてみたいと考えております。

近藤委員： 今年はこの三つの特別支援学校ということなのですが、ほかの学校については、もう既に行われているのか、順次ということになるのか、特に生徒数増がそこまで、教室が足りなくなるような状況ではないということなのか、その辺り教えていただけますか。

大内総務課長： 児童生徒数の推計に基づきまして、今回の3校については、平成31年4月に当面、教室が不足するというところで工事をするものでございますけれども、ほかの学校につきましても、実は不足する見込みがある学校が出てきますが、そこについては、今後、推計の精度を上げて、何年に何教室足りなくなるのか、その辺りを見極めて建築等の検討をするということになります。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第2号議案 知事の専決処分に対する意見について

平川教育長： 続きまして、第2号議案、知事の専決処分に対する意見について、大内総務課長、説明をお願いいたします。

大内総務課長： 続きまして、第2号議案につきまして、御説明をいたします。

知事が、地方自治法第180条の規定により、専決処分をしようとする教育委員会関係の事案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条によりまして、知事から意見を求められておりますので、これに同意する旨の回答をすることにつきまして、御提案を申し上げるものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。今回の専決処分でございますけれども、車両の損傷事故により発生した損害賠償の額を定めるものでございます。

この事故は、平成30年3月1日に、県立宮島工業高等学校の卒業式に参加していた方が、学校敷地内に乗用車を駐車していたところ、突風により、近接する渡り廊下のスレートぶき屋根の一部が落下し、車両の右フロントドアに損傷が生じたものでございます。

当該事故に係る損害額は5万4,000円でございます。相手方に過失がないことから、全額損害賠償額として決定し、相手方と示談を行おうとするものでございます。

説明は以上でございますけれども、教育委員会関係課が確認し、内容に問題がないことから、同意することが適当であると考えております。御審議のほどよろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本件は、原案どおり可決されました。